

## 2022 年度 全県分の調査結果

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針（令和 2 年 3 月 27 日付け環水大土発第 2003271 号）」（以下「指導指針」という。）に基づき、2022 年度に本県及び水質汚濁防止法政令市が調査を実施した 19 ゴルフ場（県 8 ゴルフ場、岡崎市 5 ゴルフ場、春日井市 2 ゴルフ場、豊田市 4 ゴルフ場）の農薬水質調査結果は、以下のとおりであり、指導指針に定める指針値の超過はありませんでした。

### 1 ゴルフ場農薬水質調査結果総括表（全県分）

区 分	分析した農薬 の種類	調査実施ゴルフ場数		延べ検体数	
			指針値超過		指針値超過 検体数
殺虫剤	19	17	0	58	0
殺菌剤	49	18	0	144	0
除草剤	42	11	0	73	0
植物成長 調整剤	2	7	0	8	0
全 体	112	19	0	283	0

注：延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

## 2 農薬別の水質調査結果（全県分）

（単位：mg/L）

区分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
殺虫剤	イソキサチオン	N. D.	0.05	0.0002
	イミダクロプリド	N. D.	1.5	0.019
	エトフェンプロックス	N. D.	0.82	0.0067
	クロチアニジン	N. D.	2.5	0.028
	クロラントラニリプロール	N. D.	6.9	0.029
	クロルピリホス	N. D.	0.02	0.00046
	クロルフルアズロン	N. D.	0.87	0.00029
	ダイアジノン	N. D.	0.02	0.00077
	チアメトキサム	N. D.	0.47	0.035
	チオジカルブ	N. D.	0.8	0.027
	テトラニリプロール	N. D.	23	0.17
	ピフェントリン	N. D.	0.26	0.000058
	フィプロニル	N. D.	0.005	0.00024
	フェニトロチオン又はME P	N. D.	0.13	0.014
	フルキサメタミド	N. D.	0.22	0.039
	フルベンジアミド	N. D.	0.45	0.058
	ペルメトリン	N. D.	1	0.0017
	ミルベメクタン	N. D.	0.7	0.01
メトキシフェノジド	N. D.	2.6	3.7	
殺菌剤	アシベンゾラルS-メチル	N. D.	2	2.2
	アゾキシストロビン	N. D. ~ 0.002	4.7	0.28
	アミスルブロム	N. D.	2	0.036
	イソプロチオラン	N. D.	2.6	9.2
	イプロジオン	N. D.	3	1.8
	イミノクタジン酢酸塩及び イミノクタジンアルベシル酸塩* (イミノクタジンとして)	N. D.	0.061	0.027
	イミベンコナゾール	N. D.	0.26	0.18
	エトリジアゾール	N. D.	—	—
	オキシテトラサイクリン	N. D.	0.7	0.84
	オキシ銅又は有機銅	N. D.	0.2	0.018
	キャプタン	N. D.	2	0.026
	クロロタロニル又はT P N	N. D.	0.47	0.08
	クロロネブ	N. D.	—	—
	シアゾファミド	N. D.	4.5	0.088
	ジフェノコナゾール	N. D.	0.25	0.75
	ジラム	N. D.	—	0.0096
	ストレプトマイシン硫酸塩又は ストレプトマイシン* (ストレプトマイシン [遊離塩基] として)	N. D.	—	4.1
	チウラム	N. D.	0.2	0.1
	チオフアネートメチル	N. D.	3	1
	チフルザミド	N. D. ~ 0.004	0.37	1.4

区 分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
殺菌剤	テトラコナゾール	N. D.	0.1	2.8
	テブコナゾール	N. D.	0.77	2.6
	トリフロキシストロビン	N. D.	1	0.015
	トルクロホスメチル	N. D.	2	0.93
	バリダマイシンA又はバリダマイシン	N. D.	9.5	100
	ピカルブトラゾクス	N. D.	0.61	0.34
	ヒメキサゾール又は ヒドロキシイソキサゾール	N. D.	1	28
	ピラクロストロビン	N. D.	0.9	0.006
	ピラジフルミド	N. D.	0.55	1.6
	フェリムゾン	N. D.	0.5	6.2
	フルオキサストロビン	N. D.	0.39	0.47
	フルキサピロキサド	N. D.	0.55	0.29
	フルジオキサニル	N. D.	8.7	0.77
	フルトラニル	N. D.	2.3	3.1
	プロパモカルブ塩酸塩	N. D.	7.7	100
	プロビコナゾール	N. D.	0.5	5.6
	プロピネブ	N. D.	—	0.21
	ヘキサコナゾール	N. D. ~ 0.024	0.12	2.9
	ペンシクロン	N. D.	1.4	1
	ペンチオピラド	N. D.	2	0.56
	ペンフルフェン	N. D.	0.53	0.1
	ボスカリド	N. D.	1.1	5
	ホセチルアルミニウム又はホセチル	N. D.	23	28
	ポリオキシシンD亜鉛塩	N. D.	190	4
	マンゼブ	N. D.	—	0.12
	ミクロブタニル	N. D.	0.63	9.7
メタラキシル及びメタラキシルM	N. D.	0.58	95	
メトコナゾール	N. D.	0.5	2.1	
メプロニル	N. D.	1	4.2	
除草剤	アシュラムナトリウム塩又はアシュラム	N. D.	10	90
	アトラジン	N. D.	—	1.5
	イソキサベン	N. D.	1.3	1.3
	エトキシスルフロン	N. D.	1.4	3
	エトベンザニド	N. D.	1.1	0.78
	エンドタールニカリウム塩及び エンドタールニナトリウム塩* (エンドタールとして)	N. D.	0.23	18
	オキサジアルギル	N. D.	0.2	0.073
	オキサジクロメホン	N. D.	0.24	8.3
	カフェンストロール	N. D.	0.07	0.02
	キノクラミン又はACN	N. D.	0.055	0.063

区 分	農薬名	測定結果	指針値	
			水濁指針値	水産指針値
除草剤	グリホサートアンモニウム塩、 グリホサートイソプロピルアミン塩、 グリホサートカリウム塩及び グリホサートナトリウム塩* (グリホサートとして)	N. D.	26.6	62
	クロリムロンエチル	N. D.	2	0.037
	クロルプロファミン又はIPC	N. D.	1	3.7
	ジカンバ又はMDBA、 ジカンバジメチルアミン塩又は MDBAジメチルアミン塩及び ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩 * (ジカンバ酸又はMDBA酸として)	N. D.	9.3	88
	シクロスルファミンロン	N. D.	0.8	0.035
	ジチオピル	N. D.	0.095	0.56
	シマジン又はCAT	N. D.	0.03	1.7
	トリアジフラム	N. D.	0.23	2.5
	トリフロキシスルフロキサリウム塩	N. D.	—	0.28
	ナプロパミド	N. D.	0.3	6.8
	ニコスルフロキサリウム	N. D.	—	98
	ハロスルフロキサリウムメチル	N. D.	2.6	0.05
	ビスピリバックナトリウム塩	N. D.	—	12
	ピラフルフェンエチル	N. D.	4.5	0.0082
	ピリブチカルブ	N. D.	0.23	0.1
	ピロキサスルホン	N. D.	0.5	0.0074
	フェノキサスルホン	N. D.	4.5	0.0093
	ブタミホス	N. D.	0.2	0.62
	フルフェナセツト	N. D.	0.29	1.3
	フルボキサム	N. D.	0.21	2.3
	プロジアミン	N. D.	1.7	0.0046
	プロピザミド	N. D.	0.5	4.7
	フロラスラム	N. D.	—	0.094
	ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン* (ベンタゾン酸として)	N. D.	2.3	88
	ペンディメタリン	N. D.	3.1	0.14
	ベンフルラリン又はベスロジン	N. D.	0.1	0.029
	メソトリオン	N. D.	0.07	43
	メタミホップ	N. D.	0.11	0.28
	メチオゾリン	N. D.	1.8	1.9
	メトラクロール及びS-メトラクロール	N. D.	2.5	0.23
	ヨードスルフロキサリウムメチルナトリウム塩	N. D.	—	0.61
	MCPAイソプロピルアミン塩、 MCPAエチル及び MCPAナトリウム塩* (MCPAとして)	N. D.	0.051	61
植物成長 調整剤	トリネキサパックエチル	N. D.	0.15	57
	フルルプリミドール	N. D.	0.39	11

注1：水濁指針値は、農薬取締法第4条第1項第9号に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値又は指導指針別表に掲げる値

注2：水産指針値は、農薬取締法第4条第1項第8号に基づく水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準において定める基準値の10倍値

注3：測定結果の「N.D.」は、報告下限値未満であることを示す。報告下限値は、各調査機関により異なる。

注4：指針値の「-」は、指針値が設定されていないことを示す。

注5：\*印の農薬は、（ ）内の物質の濃度として評価している。